

資料 3 用語集**地域包括ケアシステム（※ 1）**

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

地域共生社会（※ 2）

高齢者、障がいのある人、子ども、生活に困難を抱える人など、すべての人が地域でつながり、支え合いながら、役割や生きがいを持って暮らすことができる社会のこと。

ヤングケアラー（※ 3）

本来、大人が担うような家事や家族の介護、世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。学業や友人関係、心身の健康に影響が出る場合があるため、早期の気づきと支援が重要とされる。

重層的支援（※ 4）

高齢、障がい、子育て、生活困窮、ひきこもりなど、複雑化・複合化した課題に対し、分野を超えて一体的に相談支援、参加支援、地域づくり支援を行う考え方や取組のこと。介護保険分野では、地域包括支援センター等と他分野の相談機関との連携が重要となる。

認知症基本法（※ 5）

正式名称は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」。認知症の人が尊厳を保持し、希望をもって暮らせる共生社会の実現を目的とした法律。令和 6 年 6 月に成立し、令和 6 年 1 月に施行された。

レスパイト（※ 6）

介護をしている家族などが、一時的に介護から離れて休息を取ること。ショートステイや通所サービス、見守り支援などを活用し、介護者の心身の負担を軽減する取組を指す。

ICT（※ 7）

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。介護分野では、介護記録ソフト、オンライン会議、電子申請、ケアプランデータ連携システム、見守り機器などの活用により、業務負担の軽減や情報共有の効率化を図る。

フレイル予防（※ 8）

加齢により心身の活力が低下し、要介護状態に近づいた状態を「フレイル」という。フレイル予防とは、運動、栄養、口腔機能の維持、社会参加などにより、心身機能の低下を防ぎ、健康な状態を保つ取組のこと。

BCP（※ 9）

Business Continuity Plan の略で、業務継続計画のこと。介護サービス事業所等が、災害や感染症の発生時にも必要なサービスを継続、または早期に再開できるよう、平時から対応方針や

体制を定めておく計画。
福祉避難所（※10） 高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、一般の避難所での生活が困難な人を受け入れるため、特別な配慮を行う避難所のこと。社会福祉施設等が指定・協定により活用される場合がある。
包括的支援体制（※11） 地域住民が抱える多様な生活課題に対し、関係機関や地域団体、行政等が連携し、相談を受け止め、必要な支援につなぐ体制のこと。高齢者分野では、地域包括支援センターが中心的な役割を担う。
医療・介護連携（※12） 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護サービス事業者等が情報共有し、切れ目のない支援を行うこと。
地域ケア会議（※13） 高齢者の個別課題の解決や、自立支援に向けたケアマネジメントの充実、地域課題の把握、地域づくりや施策形成につなげるために、多職種や関係機関が集まり検討する会議のこと。
権利擁護（※14） 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人などが、虐待や消費者被害、財産侵害などから守られ、本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう支援すること。成年後見制度の利用支援なども含まれる。
通いの場（※15） 高齢者が身近な地域で定期的に集まり、体操、趣味活動、交流、介護予防活動などを行う場のこと。閉じこもり予防、フレイル予防、見守り、地域のつながりづくりの役割を持つ。
人生会議（ACP）（※16） ACPはAdvance Care Planningの略。将来、病気や介護が必要になったときに備え、自分が望む医療や介護、暮らし方、最期の過ごし方などについて、本人、家族、医療・介護関係者等が話し合う取組のこと。
成年後見制度利用促進基本計画（※17） 認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が、成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村等が制度の周知、相談、利用支援、後見人支援などを計画的に進めるための計画。宍粟市では、地域福祉計画に包含された形で策定されている。
宍粟市成年後見制度中核機関（※18） 宍粟市において、成年後見制度の利用促進や相談支援、関係機関との連携、後見人等への支援を行う中心的な機関。宍粟市では、福祉相談課が中核機関として位置づけられている。

セルフネグレクト（※19）
高齢者などが、心身の状態や生活環境の悪化により、食事、衛生、医療、金銭管理など、生活に必要な行為を自ら十分に行えず、健康や安全が脅かされている状態のこと。本人が支援を拒む場合もあり、関係機関の連携が重要となる。
ポリファーマシー（※20）
多くの薬を服用していることにより、副作用や飲み間違い、薬同士の相互作用など、好ましくない影響が生じている、または生じるおそれがある状態のこと。かかりつけ医やかかりつけ薬局、おくすり手帳の活用が重要となる。
宍粟わくわ〜くステーション（※21）
宍粟市が設置する総合的な仕事の相談窓口。新卒者、若者、子育て等で離職した人、継続して就業を希望する人などを対象に、就労に関する相談や支援を行う。第9期計画では、高齢者の就労支援や介護人材確保との連携先として位置づけられている。
生活支援コーディネーター（※22）
高齢者の生活支援や介護予防を進めるため、地域の支え合い活動や生活支援サービスの把握、担い手の発掘、関係者の連携、地域資源と利用者のマッチングなどを行う人のこと。
しろう“地域の宝物”リスト（※23）
宍粟市内にある地域活動、支え合い活動、通いの場、生活支援サービスなど、地域で高齢者の暮らしを支える資源を整理したリストのこと。第9期計画では、地域資源の把握と周知に活用するものとして位置づけられている。なお、取得済み情報では、この名称の公式公開ページまでは確認できていない。
小規模多機能型居宅介護（※24）
利用者の状態や希望に応じて、1つの事業所が通いを中心に、必要に応じて訪問や泊まりを組み合わせ提供する地域密着型サービス。中重度になっても在宅生活を継続しやすくするためのサービス。
看護小規模多機能型居宅介護（※25）
小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた地域密着型サービス。通い、訪問、泊まり、看護を一体的に提供し、医療的ケアが必要な人の在宅生活を支える。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※26）
日中・夜間を通じて、定期的な訪問と利用者からの連絡に応じた随時対応を行う地域密着型サービス。介護と看護が連携し、24時間対応により在宅生活を支える。
災害時要援護者支援、個別避難計画（※27）
災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある人などを支援する取組のこと。現在の制度上は「避難行動要支援者」という用語が用いられる。個別避難計画は、避難支援者、避難先、避難方法などを一人ひとりに応じて定める計画。

認知症サポーター養成講座（※28）
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り、できる範囲で支援する「認知症サポーター」を養成する講座。地域住民、企業、学校など幅広い対象に実施される。
初期集中支援チーム（※29）
介護保険事業計画の文脈では、通常、認知症初期集中支援チームを指す。認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対し、医療・介護の専門職が訪問等により早期に関わり、適切な医療・介護サービスにつなぐチーム。
認知症疾患医療センター（※30）
認知症に関する専門医療相談、鑑別診断、急性期対応、地域の医療・介護機関との連携などを担う専門医療機関。認知症の早期診断や地域支援体制の充実に重要な役割を果たす。
認知症地域支援推進員（※31）
認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター、認知症カフェ等の関係機関をつなぎ、地域の支援体制づくりを推進する人のこと。
軽度認知障害（MCI）（※32）
Mild Cognitive Impairment の略。認知機能に低下がみられるものの、日常生活への影響は比較的少なく、認知症とは診断されない状態。認知症に移行する場合もあるため、早期の気づきや生活習慣の見直し、医療相談が重要となる。
オレンジカフェ、認知症カフェ（※33）
認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集まり、交流や相談、情報交換ができる場のこと。地域で認知症への理解を深め、本人や家族の孤立を防ぐ役割がある。
徘徊高齢者等見守り SOS ネットワーク（※34）
認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等を、地域や関係機関が連携して早期発見・保護につなげるための仕組み。事前登録や協力機関への情報提供、地域での見守りなどを行う。
介護マーク（※35）
認知症の人の付き添いや介護中であることが外見から分かりにくい場合に、周囲に介護中であることを示すためのマーク。介護者が誤解や偏見を受けにくくし、安心して外出や介護ができるようにするために活用される。